「岩手県国土強靭化地域計画」(仮称)における 「個別施策分野」ごとの脆弱性評価結果(素案)

※現状値は今後変更になる場合があります。

1) 行政機能・情報通信分野

行政機能

《災害対策本部機能等の強化》【総務部、県土整備部】

(県の災害対策本部の強化)

- 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎は、併せて 21 棟あり、順次耐震化を進めているところ。
- 大規模停電時においても、庁舎機能を維持できるよう、自家用発電設備の整備も併せて行っている。
- 今後も、計画的に、継続して県庁舎及び各地区合同庁舎の耐震化を図る必要がある。

「現状」 県庁舎等の耐震化率

71.4% (H26) 全国 68.9% (H24)

(市町村の災害対策本部機能の強化)

- 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市町村庁舎は、階数3以上かつ床面積の合計1,000m2以上のものが74棟あり、順次耐震化を進めているところ。
- 今後も、計画的に、継続して市町村庁舎の耐震化を図る必要がある。 [現状] 市町村庁舎の耐震化率 67.6% (H25)

《県における災害時業務継続計画の策定》【総務部】

- 本庁舎版 BCP (平成 25 年度策定) をもとに、平成 26 年度中に全ての合同庁舎で BCP を策定済。平成 27 年度以降は、防災訓練等を通じた BCP の検証を行う必要がある。
- 出先機関等の単独公所についても、BCP 作成に係る対応方針に基づき、平成 27 年度中に BCP の策定を 進めることとしており、現在、公所を所管する各部局において、公所毎の事情等を勘案しながら、具体的な 対応方法等について検討を行っているところ。

[現状] 県災害時業務継続計画 (BCP) を策定する本庁舎及び合同庁舎数 15 庁舎 (H26)

《避難体制整備》【総務部】

(避難場所の指定・整備)

- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に基づき、市町村は新たに緊急避難場所及び避難所を指定する必要が生じており、22 市町村が指定済みである。
- 今後、指定を完了していない市町村に対し、早急に指定作業を行うよう働きかけを行う必要がある。 [現状] 緊急避難場所等を指定した市町村 22 市町村 [67.0%] (H26)

(避難勧告等発令基準の策定)

- 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、市町村に土砂災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働き掛けた結果、全市町村において策定済みとなっている。
- 今後は、洪水災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働き掛けるとともに、発災時に円滑に市町村が避 難勧告等の発令を行えるよう、継続して助言等を行っていく必要がある。

「現状」 市町村の策定状況(津波) 12 市町村〔100.0%〕(H26) 全国 80.0%(H25)

市町村の策定状況(土砂災害) 33 市町村〔100.0%〕(H26) 全国 77.0% (H25)

市町村の策定状況(洪水災害) 14 市町村 [42.0%] (H26) 全国 78.0% (H25)

(津波避難計画の策定)

- 県では市町村の津波避難計画の策定を支援するため、平成 16 年度に津波避難計画策定指針を作成しており、沿岸 9 市町村が計画を策定している。
- 今後、未策定の市町村に対し、当指針に基づいて計画を策定するよう、助言等を行う必要がある。 「現状] 津波避難計画を策定した市町村 9市町村 [75.0%] (H26)

(石油コンビナート等防災計画の策定)

○ 久慈国家石油備蓄基地に係る総合的な防災対策の推進を図り、地域住民の身体及び財産を災害から保護するため、岩手県石油コンビナート等防災計画に基づき、関係機関が連携し、防災訓練(隔年実施)を実施している。

[現状] 石油コンビナート等総合防災訓練の実施(隔年実施) 1回(H25)

(火山防災マップの策定)

- 常時観測3火山(岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山)のうち、岩手山及び秋田駒ヶ岳については、火山防災マップを策定しているが、栗駒山については、噴火史などの解明(研究)が進んでいないことから、取組が進められていない。
- 火山防災マップの策定にあたっては、調査研究成果のとりまとめが前提となることから、国、市町村等で 組織する火山防災協議会において、有識者等の助言を得ながら検討を進めていく必要がある。

[現状] 火山防災マップを策定した県内の常時観測火山 2火山〔66.6%〕(H26)

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部】

(広域防災拠点の配置、防災拠点の充実)

- 広域防災拠点の具体的な運用方法、活動手順及び連携対策等を定めた広域防災拠点運用マニュアルを平成 27 年 3 月に策定。今後、運用マニュアルをもとにした訓練等での検証を行い、平成 28 年度からの本格運用 につなげる必要がある。
- 広域防災拠点に位置付けられる施設には、再生可能エネルギー設備の整備促進が図られるよう、市町村等 への働き掛けを実施していく必要がある。

[現状] 広域防災拠点配置数 5箇所

(非常物資の備蓄体制の強化)

○ 県災害備蓄指針に基づいて、今後5年をかけて広域防災拠点に配備を行う災害備蓄物資等について、順次備蓄を開始しているところであり、引き続き、計画的な整備を推進していく必要がある。 [現状] 広域防災拠点における備蓄物資量 9,160 食(H26)

《世界遺産登録資産の防災対策》【教育委員会事務局】

- 平泉の文化遺産については包括的保存管理計画を策定しており、中尊寺では管理者が地震時の対処として「火災予防」、「震災時の避難」のほか「風害対策」「大雨時の土砂災害対策」「異常気象時の点検」の措置を行うこととし、非常時には消防機関及び地元自治体災害対策本部と協力して対処することとしている。
- 実行性がある計画となるよう、地元自治体が中心となり所有者、関係機関・団体、地域住民と調整し、県 も引き続き地元自治体と連携しながら協力体制をより強固にしていく必要がある。
- 所有者(管理責任者)による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールの中で世界遺産関連 地域を重点地域として実施しているが、防災の視点も意識した実態把握に努める必要がある。
- 必要に応じた他地域からの支援に係る連携体制など広域的な行動計画の検討も必要である。

《特定動物の逸走防止》【環境生活部】

- 県条例により、特定動物飼養者に、災害時における特定動物の逸走防止及びその他のとるべき緊急措置を 定めておくことや、逸走時における通報及び緊急措置の実施等を義務付けている。
- 今後も、上記の徹底などにより、特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じる必要がある。 「現状」 特定動物飼養施設への立入調査実施率 100.0% (H25)

警察

《災害警備本部機能の強化》【県警本部】

- 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、 同計画に基づき災害警備の他、治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図って いる。
- 災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎の耐震化率及び非常用発電設備の整備率は、ともに 100%である。
- 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に際しても、人命救助や治安維持活動等を機動的かつ的確に 実施できるよう整備を進める必要がある。
- 今後、現状に応じて、警察庁の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を進める必要がある。
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、代替庁舎を確保するとともに災害 警備本部機能の移転訓練を行っている。
- 執務時間外において、災害が発生した場合に迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、非常招集訓練を 行っていく必要がある。

[現状] 災害警備計画の策定 年1回 (H26)

警察庁舎の耐震化率 100.0% (H26) 全国 78.8% (H26)

警察庁舎の非常用発電設備の整備率 100.0% (H26) 災害警備本部機能移転訓練等の実施回数 年3回 (H26)

《災害対策用装備資機材等の更新整備》【県警本部】

- 災害時の非常連絡手段として、警察本部(通信指令課、警備課、機動隊)及び全警察署に衛星携帯電話を配備している。
- 今後は、災害時において有効に機能発揮出来るよう、機能維持のための更新整備を行っていく必要がある。
- 災害発生初期から現場で活動する職員の食料、飲料水供給などの後方支援体制が整うまでの間の非常 食について、更新計画に基づき備蓄しており、備蓄率は計画値に対して100%である。
- 非常食の保管管理を徹底し、災害発生時、非常食を迅速・的確に供給できるよう継続して非常食の更新整備を行っていく必要がある。

[現状] 衛星携帯電話の配備台数 20 台 (H26)

非常食の備蓄率 100.0% (H26)

《災害対処能力の向上》【県警本部】

- 大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察のほか消防・自衛隊との連携した対応が不可欠であるため、県総合防災訓練や各機関が主催する訓練に相互に参加している。
- 今後も、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を図りつつ、災害対処能力の向上を図っていく

必要がある。

- 各警察署において災害警備活動の中核となる人材を育成するため、全警察署の災害警備業務担当者等に対し、専門的災害警備教養・訓練を行っている。
- 今後も教養・訓練を継続して実施することにより、職員の災害警備に係る知識・技能の向上及び災害に係る危機意識の醸成を図っていく必要がある。

[現状] 広域緊急援助隊による関係機関と連携した訓練の実施回数 年 2 回 (H26) 警察署等における災害警備に係る人材の育成 年 20 人 (H26)

《災害に備えた道路交通環境の整備》【県警本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、停電による信号機の機能 停止を防止する信号機電源付加装置の整備を進めているところ。
- 東日本大震災津波後は沿岸地域の主要交差点への重点的な整備を推進してきたが、今後は県下全域を対象とし、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備を進める必要がある。

[現状] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数

57 台(H25) 全国 5,229 台(H24)

《被留置者の逃走・事故防止》【県警本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、留置施設のない宮古・釜石警察署を除く全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について留置場非常計画を策定の上、護送訓練を実施している。
- 東日本大震災津波発災時においては、沿岸署において非常計画に基づく各指定場所への護送を実際に行っている。
- 今後も、非常計画に基づく護送訓練を継続して実施し、有事に備える必要がある。 「現状〕 留置場非常計画に基づく被留置者の護送訓練の実施所属 15 署(H26)

消防

《消防本部機能の強化》【総務部】

- 消防本部及び消防署等の耐震化率は75.3%となっている。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を発揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備を促進する必要がある。
- 総務省の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等 の整備を促進する必要がある。
- 総務省の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等 の整備を促進する必要がある。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住 民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、県内では年々団員数が減少している。
- 地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、県民に対する啓発活動や市町村に対する情報 提供等の支援を行っていく必要がある。

[現状] 消防本部、消防署の耐震化率 75.3% (H26) 全国 83.8% (H26) 消防団の条例定数充足率 86.1% (H26) 全国 92.9% (H26)

《救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備》【総務部】

- 平成28年5月に移行期限を迎える消防救急無線のデジタル化整備については、県内12消防本部のうち5消防本部が整備済み、残る7消防本部全てで着手している。
- 移行期限までに運用開始できるよう、引き続き整備を促進する必要がある。
- 総務省の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、緊急消防援助隊の消防ポンプ自動車、救助 工作車、救急自動車等の整備を促進する必要がある。

[現状] 消防救急無線デジタル化に着手している消防本部数(整備済も含む)

12 本部(100.0%)(H26) 全国 546 本部(72.6%)(H26)

《防火対策》【総務部】

○ 不特定多数が集まる施設に設置されている消火設備の適切な維持管理を図るため、消防機関による立入検査と指導を強化する必要がある。

《合同訓練など関係行政機関の連携体制整備》【総務部】

- 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練については、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本 的な事項に関する計画に基づき、毎年度実施されている。
- 広島市の土砂災害や、御嶽山の噴火災害における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後も、北海道東北ブロック合同訓練に参加し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 東日本大震災津波時には、28 都道府県から、延べ 4,770 隊 17,701 名の緊急消防援助隊が県内被災地に派遣され、被災地支援に大きな役割を担った。
- 目標登録隊数の大幅増をはじめとする緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更を踏まえ、新たな登録の推進を図る必要がある。

[現状] 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加 年1回(H26)

緊急消防援助隊登録数 72 隊 (H26) 全国 4,694 隊 (H26)

教育

《学校施設・社会体育施設等の耐震化》【総務部、商工労働観光部、教育委員会事務局】

(公立学校施設・社会体育施設等の耐震化)

- 各市町村において、幼稚園、小中学校の耐震化の推進に取り組んでいるが、学校統廃合に係る地域との協議・調整、自治体の財政状況等を要因として、平成27年度末までの耐震化完了(100%)が困難である見通しが示されている。
- 県立学校の耐震改修は、「岩手県耐震改修促進計画」(対象建築物「学校等:階数3及び床面積1,000 ㎡以上」)に基づき取り組んできているが、文部科学省の「耐震改修状況調査」(対象建築物「2階建て以上又は延べ床面積200 ㎡超」)では、全国の進捗率に比較し、高等学校の耐震化の取組みに遅れが生じている。
- 他県の状況を踏まえ、文部科学省が示す対象建築物の耐震化に向けた一層の促進を図る必要がある。
- 公立学校施設及び社会体育施設は、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として 利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め耐震化の一層の促進を図る必要がある。

「現状」 公立幼稚園の耐震化率 82.8% (H26) 全国 83.6% (H26)

公立小中学校の耐震化率 90.4% (H26) 全国 92.5% (H26)

公立高等学校の耐震化率 82.6% (H26) 全国 90.0% (H26)

(「岩手県耐震改修促進計画」に基づく耐震化率 94.2%(H26))

公立特別支援学校の耐震化率 100.0% (H26) 全国 96.5% (H26)

公立社会体育施設の耐震化率 79.1% (H25) 全国 79.5% (H25)

(私立学校の耐震化)

- 私立学校施設の耐震化は、全国と比較して進んでいない。
- 児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時に地域住民の避難所として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 学校安全計画(災害安全)の策定済み私立学校の割合は80%に止まっている。
- 多数の児童が同時に被災することを防ぐため、私立学校が行う計画的な災害安全対策の取組を促進してい く必要がある。

[現状] 私立学校の耐震化率

72.5% (H26) 全国 80.6% (H26)

私立学校の学校安全計画(災害安全)の策定率 80.0%(H23) 全国 73.2%(H23)

(県立職業能力開発施設の耐震化)

- 耐震診断が必要な県立職業能力開発施設は3施設あり、平成26年度に1施設終了し、平成27年度に1 施設実施予定としている。
- 老朽化した県立職業能力開発施設について、耐震診断を行うことにより、必要な改修工事、全面新築工事 (近隣地域への移転を含む)等の検討を進める必要がある。

[現状] 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率 33.3% (H26)

《防災教育の推進》【総務部、教育委員会事務局】

- 県内における防災教育を推進するため、津波災害等を対象とした3種類の防災教育教材を作成したとこる。
- 今後は、これまで作成した教材について教育現場での活用を促すため、防災教育に携わる教員に対して、 必要な研修等を行っていく必要がある。

[現状] 作成した防災教育用DVDの種類 3種類

防災教育研修会への参加市町村 33 市町村〔100.0%〕(H26)

《復興教育研修会の開催》【教育委員会事務局】

- 平成 26 年 5 月に復興教育副読本を発行、県内公立小中学校(特別支援学校含む)に配架し、各学校で副読本 を活用した復興教育・防災教育に取り組んでいる。
- 副読本は、津波をはじめ様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に 活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう、学校へ働きかけていく必要がある。

《学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援》【教育委員会事務局】

- 地域における災害時の対応力を向上するためには、必要な地域コミュニティを構築する必要がある。
- 国、市町村、関係機関と連携しながら、地域住民の学びの場や交流の機会を確保することにより、地域コミュニティを強化するための支援等の取組を充実する必要がある。
- 子ども・学校・家庭・地域・行政の5者の役割分担と連携による地域の教育課題の解決と教育を通じた地域づくりの推進が必要である。

「現状 | 教育振興運動に取り組んでいる市町村の割合 97.0% (H26)

情報通信

《住民等への情報伝達の強化》【総務部、政策地域部、教育委員会事務局】

(災害情報の円滑な伝達)

- 図書館・美術館・博物館等の来館者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。
- 観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、総務省の観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業の活用や民間整備への働きかけ等、公衆無線LAN環境の整備を進める必要がある。
- 放送網の遮断の回避のため、総務省の地域公共ネットワーク強靭化等事業費補助金を活用し、放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備を進めていく必要がある。
- J-アラートと防災行政無線や緊急速報メール等の情報伝達手段を自動起動機による接続については、全市 町村で対応済み。

[現状] J-アラートと災害情報伝達機能を接続した市町村(自動起動機整備市町村)

33 市町村〔100.0%〕(H26)

《災害情報システムの整備》【総務部】

- 全市町村において災害情報集計システムを活用しているが、現状のシステムは各市町村の被害情報等を集 約する機能のみとなっている。
- 災害情報をGIS等にて視覚的に分析する機能や、住民への情報発信のためのLアラートへの接続機能を 有した、新たな災害情報システムへの更新などを平成27年度に行う予定。

[現状] 災害情報集計システムを活用している市町村 33 市町村 [100.0%]

《行政情報通信基盤の耐災害性強化》【政策地域部】

- 市町村が保有する災害時の行政データ消失に備え、堅牢なデータセンターでの行政データのバックアップシステムを提供している。
- 県が提供するバックアップシステムに限らず、行政システムのクラウド化、行政データの遠隔地バックアップやサーバ室の耐震化等、行政機能を停止させないための対策が必要である。

[現状] 市町村行政データバックアップシステム利用市町村 5 市町村 (H26)

《情報通信利用環境の整備》【政策地域部】

(携帯電話等エリア整備)

- 県内の携帯電話不感地域解消のため、市町村においては、無線システム普及支援事業費等補助金を活用した基地局整備に取り組んでいるが、解消率は84.3%となっている。
- 今後、災害時でも有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、通信事業者へ働き掛け を行うなど基地局整備に取り組んでいく必要がある。

[現状] 携帯電話不感地域解消率 84.3% (H26)

(民放ラジオ難聴解消)

- 地域によって民放ラジオ難聴地区が存在している。
- 今後、災害時でも多くの住民に対し情報伝達を行うことのできるラジオの難聴解消のため、総務省の民放 ラジオ難聴解消支援事業を活用し、ラジオの難聴解消のための中継局の整備を進める必要がある。

(ブロードバンド利用環境整備)

○ 県内においては、ブロードバンドは 100%、超高速ブロードバンド(伝送速度が上りと下りの両方ともに「30Mbps 以上の回線」) は 99%の世帯で利用可能となっている。

「現状] 超高速ブロードバンド利用可能世帯率 99.0% (H25) 全国 99.9% (H25)

《登山者の安全対策》【総務部】

○ 登山者に火山情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線やいわてモバイルメール等による情報伝

達手段を整備し、適時適切な運用を図る必要がある。

訓練•連携体制

《県総合防災訓練の実施による関係機関との連携》【総務部】

- 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な訓練を行っており、県・市町村・防災関係機関が連携し、市町村における避難指示の意思決定から避難、避難生活に至るまで多項目の訓練を実施している。
- これらの訓練を通じ、県・市町村・防災関係機関の連携を強化し、訓練から得られた成果と課題を今後の 防災対策に繋げていくことが必要である。
- 県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練を始めとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。
- 今後も防災知識の普及啓発のため、訓練のほか広報等を利用した取組を継続して行っていく必要がある。 「現状〕 県総合防災訓練の実施状況 年1回

《防災訓練の推進》【総務部】

- これまでの災害を踏まえた検証や災害対応力の向上のため、今後も図上訓練を継続して実施することが必要である。
- 各市町村における災害対策能力の向上や住民の防災意識の醸成を図るため、各市町村において毎年度防災 訓練が行われることが望ましいが、平成 26 年度においては 4 町で訓練を実施していない。
- 今後、未実施の市町村に対し、訓練を実施するよう、助言等を行う必要がある。
- 県ではこれまで市町村における災害対応能力を向上させるため、希望する市町村に対して図上訓練を実施 してきた。
- 今後もこれら図上訓練の実施を継続するとともに、各市町村において住民参加型防災訓練等を実施するに あたり必要となる支援を行っていく必要がある。

「現状】 県における図上訓練の実施回数

3回 (H26)

防災訓練を実施した市町村

29 市町村〔88.0%〕(H26)

市町村を対象とした図上訓練の実施状況

3 市町村 (H26)

《災害時連携体制整備》【農林水産部、県土整備部】

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との協定締結を進めてきたところ。
- 引き続き、災害時の連携が必要とされる団体について、協定の締結に取り組んでいく必要がある。
- 災害時における漁港・漁場関係公共土木施設等の応急対策業務等の実施について、一般社団法人全日本漁港建設協会岩手県支部と災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定を締結している。
- 災害時の応急業務に備え、引き続き、本協定を維持していく必要がある。

[現状] 災害協定締結数(県土整備部関係) 8団体 (H22)

災害協定締結数(農林水産部関係) 1団体(H25)

《県外自治体との広域応援・受援体制の整備》【総務部】

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえて、平成 26 年 10 月に「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援 に関する協定」の改正を行ったところ。
- 今後、広域応援・受援に係る組織や実施体制について、平成 27 年 3 月に策定した「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県広域応援ガイドライン」の内容を踏まえながら、各道県と共同で検討を継続していく必要

がある。

《技術職員等による応援体制の構築》【総務部、政策地域部、農林水産部】

- 現在は、被災自治体が個別に、或いは全国知事会、関係省庁等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、水産土木分野など全国的に職員数が少ない分野の人員確保が困難となっている。
- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、任期付職員の国の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働き掛けていくことが必要である。
- 被災市町村からの技術職員の応援要請に対応するため、農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS)による応援体制を構築している。
- 大規模災害時において迅速に対応できるよう、東日本大震災津波の経験や課題等を整理する必要がある。 [現状] 被災市町村の職員確保状況(充足率) 93.2% (H27)

《自主防災組織の結成》【総務部】

- 地域の状況・特性に応じた対応を可能とする自主防災組織のカバー率については、平成 25 年度に初めて 全国平均を上回り、その後も上昇傾向にある。
- 東日本大震災津波で被害の大きかった沿岸地域においては 50%を下回っているところもあり、今後、岩手県地域防災サポーターの活用等を通じて市町村の取組を継続して支援していく必要がある。

[現状] 自主防災組織活動カバー率 82.6% (H26) 全国 80.0% (H26)

《孤立集落を想定した防災訓練の実施等》【総務部】

- 孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施している。
- 孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうためには、孤立集落との通信連絡が不可欠であり、孤立可能性のある 378 集落のうち 201 集落に防災行政無線等の通信手段を配備している。
- 通信手段のない孤立可能性集落に対する通信手段の確保について、市町村へ働き掛ける必要がある。
- 通信訓練も含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。

「現状」 孤立可能性のある集落数

378 集落(H25) 全国 19,145 集落(H25)

孤立可能性のある集落における防災行政無線等設置率 53.2% (H25) 全国 50.0% (H25)

人材育成

《防災人材育成》【総務部】

- 自主防災組織のリーダー研修会等に参加した市町村が限られており、より多くの市町村の住民等が参加するよう、引き続き自主防災組織の必要性等について普及啓発を図っていくことが必要である。
- 岩手県地域防災サポーターの活用機会が増加しており、徐々にサポーター制度が定着してきているが、活用する市町村が限定的となっており、地域における防災意識の普及啓発のためにも更なる広報が必要である。

[現状] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回(H26)

県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26)

2) 住宅·都市分野

《住宅・大規模建築物の耐震化》 【県土整備部】

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、全国と比較して10ポイント程低い状況にある。
- 木造住宅耐震支援事業(耐震診断・耐震改修への補助等)の活用状況も低くなっている。
- 耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、更なる耐震化の促進を図る必要がある。 [現状] 住宅の耐震化率 67.0% (H20) 全国 79.0% (H20)

(大規模建築物の耐震化)

- 耐震診断が義務化された大規模建築物(ホテル・旅館等)に対し、耐震診断への補助の制度を設け、対象 施設に耐震化促進を働き掛けている。
- 耐震化の啓発や支援制度の周知などを図り、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

《公営住宅の維持管理計画の策定》【県土整備部】

○ 公営住宅の維持管理計画は策定済みであり、計画的で効率的な維持管理を推進する。

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

- 市街地における幹線街路の整備は、計画延長 759.5 kmに対して 490.1 kmとなっている。
- 街路整備は、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止に資することから、国や市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

「現状」 幹線街路整備進捗率 64.5% (H25) 全国 61.0% (H24)

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

○ 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、市街地等の幹線道路における無電 柱化を進める必要がある。

《空き家対策》【県土整備部】

○ 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

[現状] 空き家率 13.8% (H25) 全国 13.5% (H25)

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池容量の増量、緊急遮断弁の設置など配水池の給水 拠点化を促進する必要がある。
- 今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した計画的な老朽化対策を促進する ことが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図る ため、緊急時貯水槽の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

[現状] 基幹管路の耐震適合率 44.8% (H25) 全国 34.8% (H25)

浄水施設の耐震化率 22.6% (H25) 全国 22.1% (H25)

配水池の耐震化率 27.7% (H25) 全国 47.1% (H25)

《応急給水の確保に係る連携体制の整備》【環境生活部】

(応急給水)

- 災害時における飲料の確保に関する協定において、飲料水メーカーに、災害時の飲料水の確保について協力要請することとしている。
- 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応急給水関係の協定件数(民間企業) 3社(H26)

(水道施設の応急復旧)

- 災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急 復旧について協力要請することとしている。
- 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道施設の応急復旧 2団体 (H26)

(水道災害訓練)

- 県の総合防災訓練の一環として実施する情報連絡訓練などにおいて、県内の水道事業者、日本水道協会岩 手県支部、応急復旧に係る協定締結先との関係機関との連携を図っている。
- 災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。 [現状] 水道災害関係通信情報連絡訓練 年1回(H26)

《下水道施設の防災機能の強化》【農林水産部、県土整備部】

- 県流域下水道の地震対策のうち重要な施設については完了済みであり、残る施設も今後計画的に対策 を進めていく予定。
- 避難場所等における公衆衛生確保のため、布設後 50 年以上経過した管渠について、平成 24、25 年度 に緊急点検・調査を行った結果、管渠 3.9km について対策が必要と判断されており、今後対策を進めて いくこととしている。
- 硫化水素による腐食が発生しやすい箇所について、平成 25 年度に緊急点検・調査を行い、マンホール 33 箇所と管渠 83 区間で腐食対策が必要と判断されており、今後対策を進めていくこととしている。

「現状」 地震対策上重要な下水道施設の地震対策実施率(県事業) 100.0%(H25) 全国 41.0%(H24)

布設後 50 年以上経過した管渠の老朽化対策実施率 0.0% (H25)

硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率 (マンホール) 3.0% (H25) 硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率 (管渠) 12.0% (H25)

農業集落排水施設の機能診断実施率 43.0% (H25) 全国 40.0% (H25)

漁業集落排水施設の機能診断実施率 0.0% (H25)

《事業継続計画(下水道BCP)の策定》【県土整備部】

- 県流域下水道BCPは平成25年度に策定済みである。
- 〇 下水道事業実施 31 市町村のうち 28 市町村で下水道 B C P 策定済みであり、残る 3 市町も平成 27 年度中 に策定することを目標としている。
- 今後、未策定の市町村に対し、助言等を行っていく必要がある。

[現状] 事業継続計画 (下水道BCP) の策定率 (県事業) 100.0% (H25) 全国 9.0% (H24)

事業継続計画 (下水道BCP) の策定率 (市町村事業) 90.0% (H26) 全国 9.0% (H24)

《下水の維持管理計画の策定》【県土整備部】

○ 処理場、ポンプ施設について、維持管理計画を策定済みであり、計画的で効率的な維持管理を推進するため、今後、他の下水施設についても計画策定を進めて行く必要がある。

《内水危険箇所の対策》【県土整備部】

(内水危険箇所のソフト対策)

- 岩手県汚水処理施設整備構想(いわて汚水処理ビジョン 2010)において、内水ハザードマップを作成・公表している市町村の割合を 22%(H22 年度末)から 100%(H30 年度末)にすることを目標としている。
- 国や県が浸水想定区域図を作成する洪水(外水)ハザードマップとは異なり、市町村が内水浸水想定を行 う必要があるため、財政的・人的な負担が大きく、策定が進んでいない。
- 今後、未作成の市町村に対し、過去の内水浸水区域を図示するなどの簡易な作成法について情報提供する などし、作成の推進を図る必要がある。

[現状] 内水ハザードマップを作成した市町村の割合 33.0% (H25)

(内水危険箇所のハード対策)

- 岩手県汚水処理施設整備構想(いわて汚水処理ビジョン 2010)において、浸水被害の可能性のある家屋を、2,623 戸(H20 年度末)から 2,200 戸(H30 年度末)に軽減することを目標として整備を進めており、平成25 年末現在までに解消された浸水被害の可能性のある家屋戸数は 94 戸となっている。
- 近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえながら、内水被害の防止に向け、一層の雨水排水施設の整備を進める 必要がある。

[現状] 浸水被害想定家屋の対策実施率 22.2% (H25)

《地域コミュニティカの強化》【政策地域部、農林水産部】

- 少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、東日本大震災津波の影響等により、急速な人口減少が進んでおり、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策等は急務となっている。
- 災害発生時の地域住民の対応能力を向上させるため、国や市町村、NPO、地域団体等と連携しながら、 国の交付金等を活用して総合的な支援を行っているが、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けた一層の 取組を進める必要がある。
- 地域コミュニティ力の強化に向けて、地域公共交通の維持確保及び活性化を図るため、路線バスにおける 効率的な乗合システムの整備及び実証運行に取り組んでいる。
- 今後も、事業者と自治体、地域住民が一体となって、地域の公共交通ネットワークの再構築及び地域公共 交通の利用促進を図っていく必要がある。
- 災害発生時における復旧活動の体制構築を迅速に行えるよう、農村地域のコミュニティを維持・活性化する必要がある。
- 関係団体が農林水産省の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用して、地域住民、森林所有者、自伐 林家等が協力して行う森林整備、森林資源の利用、森林環境教育などへの支援を行っており、その活動を継 続・強化する必要がある。

[現状] 元気なコミュニティ特選団体の認定数 137 団体 (H26)

農振農用地に占める共同活動取組面積の割合 27.0%(H25) 全国 35.0%(H25)

3) 保健医療・福祉分野

《病院・社会福祉施設等の耐震化》【保健福祉部】

(病院の耐震化)

- 災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院 11 病院については、移転新築する 1 病院を除き、全て耐震化済であるが、その他の病院及び社会福祉施設の耐震化率は全国と比較して低い状況にある。
- 既存の医療提供体制整備交付金を一般病院がより活用しやすくするなど、耐震化されていない病院、施設に対し、改修等の促進を図る必要がある。

「現状」 病院の耐震化率 61.5% (H25) 全国 64.2% (H25)

(社会福祉施設等の耐震化)

○ 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、厚生労働省の 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整 備交付金、保育所等整備交付金を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリン クラーの整備を進める必要がある。

「現状」 社会福祉施設の耐震化率 79.0% (H24) 全国 84.2% (H24)

《災害拠点病院の体制強化》【保健福祉部】

- 災害発生直後の急性期におけるDMATの出動体制を強化するため、各災害拠点病院のDMAT隊が 複数となるよう、国主催の養成研修への参加や県独自の養成研修の実施に取り組んでいる。
- 今後とも研修の実施等を通して、DMAT養成を推進する必要がある。 [現状] 災害拠点病院におけるDMAT(災害派遣医療チーム)数 21 チーム(H25)

《ドクターヘリの運航確保》【保健福祉部】

- ドクターへリを運航し、平時には県内全域の救急医療に対応し、災害発生時にはDMAT搬入の先遣 隊としての移動手段と患者搬送に利用することとしている。
- 災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。 [現状] ドクターヘリの年間運航回数 423回 (H26)

《福祉避難所の指定》【保健福祉部】

- 福祉避難所の指定及び協定を締結済みの市町村数は、全国に比べ少ない。
- 今後、研修会の実施等により、市町村の取組を促進していく必要がある。 「現状」 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 45.5% (H25) 全国 56.3% (H24)

《避難行動要支援者名簿の作成》【保健福祉部】

- 改正災害対策基本法に基づき、市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成は、全国に比べ 取組が遅れている。
- 今後、研修会の実施等により、市町村の取組を促進していく必要がある。 [現状] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 69.7%(H25) 全国 73.4%(H24)

《感染症対策》【保健福祉部】

- 感染症の集団発生により、医療救護班や後方の医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策(発生予防、拡大防止等)を実施する感染制御支援チームを結成している。
- 今後も、研修会や訓練を実施するなどして、有事に備える必要がある。

- 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、有事の連携体制の構築に努めている。
- 今後も、各種訓練に参加するなどして保健活動班、疫学調査班やDMATなどとの連携について、検討を進める必要がある。

 [現状]
 I C A T (感染制御支援チーム) の結成
 常設可(H24)

 感染症対策に関する研修、訓練の実施回数
 年 2 回(H26)

《要支援者への支援》【保健福祉部】

(福祉避難所等への人的支援)

- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームは、県内各地域ごとの派遣 体制の充実のためH28 まで50 チームを目標としているが、現在34 チーム(68%)となっている。
- 今後も、市町村や関係団体へのチームの周知やチーム員の募集・養成研修を実施するなどして、派遣 体制を整備・強化する必要がある。

[現状] 災害派遣福祉チーム数の目標(50 チーム(H28))に対する進捗率 68.0%(H26)

(難病患者等への支援)

- 災害等の停電に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用発電装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。
- 全県では在宅難病患者に貸与するための装置は、患者数を上回っているものの、各保健所の圏域別に みると不足する圏域があることから、実態把握に努め、必要に応じて医療機関への働き掛けなどを行っ ていく必要がある。
- 災害時における透析患者への支援について、透析医療の確保を図るため「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定し、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保についての具体的な対策等を定めている。
- 今後も、随時、マニュアルの見直し等を実施するなど、透析医療関係機関・団体の連携強化を図る必要がある。

[現状] 非常用発電装置の配置率 151.0% (H26)

(災害用医薬品等の確保)

- 災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、災害時医薬品等供給体制構築のための行動マニュアルを策定するとともに、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会と協定を締結するなど災害用医薬品の供給体制等を整備している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

[現状] 災害時協定の締結件数 4者 (H26)

(こころのケア体制の確保)

- きめ細やかなこころのケアを継続的、長期的に行うための「岩手県こころのケアセンター」を岩手医科大学内に設置するとともに、「地域こころのケアセンター」を沿岸4地域(久慈・宮古・釜石・大船渡)に設置している。
- センター等の中長期的な運営による被災者のこころのケアの実施はもちろん、支援者支援のための研修や個別相談等も継続している。
- 今後とも、こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を実施していく必要がある。

[現状] こころのケア相談延べ件数 10,201件(H25)

《防災ボランティアの活動支援》【保健福祉部】

○ 平成 26 年 3 月に策定した岩手県防災ボランティア活動推進指針に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、防災ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク(顔の見える関係)の構築を図る必要がある。

《災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成》【保健福祉部】

- 災害発生時に、被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チームの派 遣調整や活動支援などの高度な知識を有する災害医療コーディネーターを養成するための研修の実施等に 取り組んでいる。
- 今後も、災害医療コーディネーターを確保するため、研修の実施などの取組を推進する必要がある。
- 災害発生時に、自主防災組織が自ら避難所の衛生確保・健康維持に取り組めるよう、指導や助言ができる 災害医療従事者を養成するため、研修の実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療従事者を確保するため、研修の実施などの取組を推進する必要がある。
- 介護福祉士等を計画的に確保するため、修学資金の貸付を行っている。
- 引き続き、災害医療・救急救護・介護に携わる人材の計画的な確保・育成等に平時から取り組み、災害時 に人材の絶対的不足による被害拡大を生じないようにしていく必要がある。

[現状] 災害医療コーディネーター研修回数 2回(H25)

災害医療従事者研修の実施回数 4 回 (H25)

介護福祉士等修学資金年間貸付人数 52 人(H26)

4) 産業分野

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》【商工労働観光部】

- 災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。
- 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数(民間企業、団体) 31者(H26)

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

- 災害時の緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者や団体との協力 体制を構築し、迅速に救援活動が実施できるよう、取決めを行うことが必要である。
- 東日本大震災津波を受け、岩手産業文化センターが物資集積拠点に指定され、管理運営等について公益社 団法人岩手県トラック協会と協力体制を構築している。
- 災害時の物流機能の維持を図るため、輸送車両の燃料確保、現場での専門家の確保、費用負担の明確化などを検討する必要がある。

「現状」 物資集積拠点の管理・運営に係る事業者等との協定締結率 100.0% (H26) 全国 80.0% (H26)

《企業における業務継続体制の強化》【商工労働観光部】

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、商工団体等支援機関と連携し、計画の必要性について普及啓発を図るとともに、その策定を支援する必要がある。
- 災害発生後であっても企業が迅速に生産活動を開始できるよう、平時から企業間で目標復旧時間の調整、 代替生産の必要性などを検討しておく必要がある。

[現状] BCP セミナーへの参加事業者数 大企業 4 社 中小企業 52 社 (H25)

《被災企業への金融支援》【商工労働観光部】

- 県では、災害救助法の適用を受けた市町村区域等において、罹災により事業活動に支障が生じている県内 中小企業者に対して、早期の事業再開を行うため、金融支援を実施している。
- 災害救助法の適用区域に関わらず、弾力的な運用が必要である。

[現状] 中小企業災害復旧資金の貸付件数 11 社(H25)

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部、商工労働観光部】

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を 締結している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、経済産業省の石油 製品利用促進対策事業費補助金を活用し、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・LPガ スの貯槽等の導入を進める必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数(県石油商業協同組合・石油連盟) 2者 (H26)

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

○ 災害時において、緊急車両等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と

の間で協定を締結している。

○ 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数(県石油商業協同組合・石油連盟) 2者 (H26)

《エネルギー供給体制の強化》【総務部】

- ガソリンスタンドや石油ガス充填事業場が被災・停電等により供給機能を停止しないよう、災害対応型中 核給油所や中核充填事業者の設置を進め、ハード、ソフトそれぞれの災害対応能力を強化する必要がある。
- 製油所等の被災により燃料供給機能が停止しないよう、製油所の危険物施設及び高圧ガス施設をはじめと する燃料供給に必要な設備の耐震化及び液状化対策を進める必要がある。

[現状] 中核充填事業者 8社(H26)

《石油製品の安定供給の確保》【商工労働観光部】

- 火災や自然災害等の災害予防計画に基づく防災力の強化を促進するほか、災害発生時における応急対策や 迅速な復旧が行われるよう、体制を整える必要がある。
- 石油製品の安定供給を確保するため、経済産業省の地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金や石油製品 流通網維持強化事業費補助金の活用の可能性を検討しながら、災害対応能力を強化するための地下タンクの 入換えや自家発電機導入、過疎地における地下タンクが不要な簡易計量器の設置、地下タンク等の放置防止、 地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業などを進めていく必要がある。

《再生可能エネルギーの導入促進》【環境生活部】

- 平成 24 年 7 月から始まった固定価格買取制度を契機として、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入は増加傾向にあり、既に太陽光発電については、岩手県地球温暖化対策実行計画(H23~32)の目標値を上回る水準で導入が図られている。
- 本県の賦存量が全国的に優位にある風力発電や地熱発電は、運転開始まで相当の準備期間を要することから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。
- 非常時にも最低限のエネルギーを自給できるよう、地域の防災拠点等施設への再生可能エネルギー設備導入を進める等、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備を継続して進めていく必要がある。
- 一方、導入拡大を推進する上で、国民負担の増大や電力系統への接続制約などの課題が顕在化してきたことから、固定価格買取制度の見直し等がなされたところであり、再生可能エネルギー導入への影響をみながら、施策を展開していく必要がある。

[現状] 県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合 13.1% (H25) 全国 7.2% (H24) 再生可能エネルギーによる電力自給率 18.6% (H25) 全国 10.7% (H25)

《電力系統の接続制約等の改善》【環境生活部】

○ 接続制約の解消に向け、電力系統の広域的運用の推進や送配電網の着実な整備、蓄電池などによる系統安 定化対策を含む送配電網の充実強化が重要であることから、継続して国に対して要望を行う必要がある。

《農林水産業の体質強化》【農林水産部】

- 本県の農林水産業は、生産物価格の下落など厳しい経営環境の中、高齢化の進行等による農業従事者の減少などの様々な課題を抱えている。
- 担い手の確保や経営力強化など、本県の農林水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必

要がある。

[現状] 基幹的農業従事者の15~64歳の占める割合 37.0% (H22) 全国39.0% (H22)

《建設業の担い手育成・確保》【県土整備部】

- 復旧・復興関連事業が増加する中においても、建設企業の経営改善の取組を支援していく必要があること から、時宜にかなったテーマも盛り込みつつ、講習会を開催している。
- 引き続き、講習会を開催し、復旧・復興を担う、建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。
- 復旧・復興に必要な型枠大工や鉄筋作業従事者等技能者の育成と確保を図るため、建設業の経験のある離職者や新規卒業者、在職者等を対象に、建設現場で必要となる技能等の取得用研修カリキュラムを受講させる、建設業入職促進・人材育成事業を開始している。
- 技能労働者の待遇が悪ければ、若手入職者が減少し、建設業界の技術伝承がうまく行われず衰退の一途を たどってしまう。
- 建設業等の就労環境の改善を図っていく必要がある。

[現状] 経営力強化等をテーマとする講習会受講者数 587人 (H26)

《県産食料品の販路拡大》【商工労働観光部】

- 大規模災害時において安定的に食料の供給を行うためには、平時における販路の開拓、拡大等を通じて一 定の生産量を確保していくことが必要である。
- 関係機関と連携し、食品製造事業者の商品開発から販売まで総合的な取組を推進する必要がある。

5) 国土保全·交通分野

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策の推進)

- 道路防災点検結果に基づき、落石や崩壊のおそれのある斜面等の要対策箇所について対策工事を実施して おり、要対策箇所と位置づけられた 165 箇所のうち、97 箇所の対策工事が完了している。
- 大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことが出来るよう、今後も引き続き計画的な整備を行っていく必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道(農道橋、トンネル)については、農山村地域の 生活道路としての機能のほか、大規模災害時における被災地への食料供給機能などを担っている。
- 今後も安全かつ効率的に結ぶ農道網を整備するとともに、老朽化した農業用道路の点検診断や補強等の保 全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林整備の促進や林業生産性の向上などを目的に整備された林道(林道橋、トンネル)については、一部 の林道が山村地域の生活道路や緊急時の輸送路等としての機能を有している。
- 今後も安全かつ効率的な林道網を整備するとともに、老朽化した構造物の点検診断や補強等の保全対策を 適切に推進する必要がある。

「現状」道路法面など防災施設の対策率

58.8% (H26) 全国 60.0% (H24)

農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) 全国 20.0% (H25)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 68.0% (H25)

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 橋脚の倒壊や落橋のおそれのある橋梁について、耐震補強化工事を実施しており、耐震補強が必要な 277 橋梁のうち、210 橋梁の対策工事が完了している。
- 大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことが出来るよう、今後も引き続き計画的な整備を行っていく必要がある。
- 高規格幹線道路の供用率は73%であり、全国平均75%を下回っている状況。
- 復興道路は、計画延長 393 kmに対し供用済延長 123 km、供用率 31%に留まっている状況。
- 東日本大震災津波時、三陸縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークが避難や救急物資輸送、救護活動を支える「命の道」として有効に機能したことを踏まえ、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期 構築が必要。
- 大規模災害発生時の倒壊による避難路(緊急輸送道路等)の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある。

[現状]緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率75.8%(H26)全国 79.0%(H24)高規格幹線道路等の供用率56.0%(H26)

《既存道の駅の防災拠点としての機能強化》【県土整備部】

- 道の駅 20 施設について、大規模災害発生時に備え、情報提供装置の更新や自家発電機の設置、受水槽の 改修などの防災機能強化を実施している。
- 今後も引き続き計画的な防災機能の強化を実施し、支援活動の拠点となるための整備を推進する必要がある。

[現状] 道の駅の防災機能強化の対策完了率 0.0% (H26)

《防雪設備等の整備》【県土整備部】

○ 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、堆雪帯などの防雪施設等は、概ね整備が完了している。

○ 今後、気象条件の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していく必要がある。

《立ち往生車両の未然防止》【県土整備部】

○ 豪雪等の異常気象による立ち往生車両の発生を未然に防止するため、平成 26 年 11 月に公布・施行された 災害対策基本法に基づく対応を検討していく必要がある。

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 発災時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄 道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要がある。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保に向けて、関係機関の連携等による情報共有体制を構築するため、災害対応マニュアルに基づき対応する必要がある。

《海岸保全施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(津波防災施設の整備)

- 平成 26 年末現在、県が所管する津波防災施設の要整備区間総延長 69.4 k mに対する整備済総延長は 25.2 k mとなっている。
- 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、施工確保対策等の取組や現場に応じた 創意工夫をしながら、海岸保全施設等の整備を早急に進める必要がある。

「現状」 津波防災施設の整備率 36.3% (H26)

(海岸水門等操作の遠隔化・自動化)

- 海岸水門等について、閉鎖作業が必要な施設の自動閉鎖を図ることとしている。
- 水門等の操作員の安全の確保と、津波襲来時の確実な閉鎖のため、水門本体工事の整備と併せて自動閉鎖 システムの構築、工事発注に向けて具体的な取組を進めていく必要がある。

[現状] 海岸水門等操作の遠隔化・自動化整備完了地区数 0地区 (H26)

(津波防災地域づくり)

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提 条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、津波痕跡調査を実施している。
- 学識経験者の指導・助言を得ながら、津波痕跡調査を取りまとめるとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シュミレーションの検討などを進めていく必要がある。。

「現状」 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画策定市町村 0 市町村 (H26)

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》 【農林水産部、県土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波性能の強化)

- 県内港湾の耐震強化岸壁整備割合は、全国に比較して低い水準にある。
- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うために、平時より、岸壁の耐震・対津波性能の強化など、県内港湾の機能強化を推進することが必要である。

[現状] 耐震強化を計画している岸壁の整備割合 33.0% (H26) 全国 66.0% (H23)

(港湾における業務継続体制の整備)

- 県内にある重要港湾のうち、業務継続計画(BCP)を策定している港湾は無い状況。
- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として重要な役割を県内の港湾が担うために、 全ての重要港湾で業務継続計画を策定予定。

[現状] 重要港湾における港湾の事業継続計画(港湾 BCP)が策定されている港湾の割合

0.0% (H26) 全国 3.0% (H24)

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

○ 地域防災計画の海上輸送拠点に位置付けられている漁港においては、災害時に近隣漁業集落へ緊急物資や 人員などを輸送する拠点として重要な役割を担うため、岸壁及び防波堤等の耐震・耐津波の強化を図る必要 がある。

[現状] 海上輸送拠点の漁港における耐震・耐津波強化対策漁港の割合 0.0% (H25)

《港湾・漁港における避難対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

- 港湾利用者の避難対策推進のため、地元自治体の避難計画に合わせ、港湾就労者や交流施設利用者を安全 な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等を進める必要がある。
- 避難対策推進のため、漁港利用者を安全な高台へと誘導する施設が必要である。

[現状] 津波避難誘導デッキの整備割合 0.0% (H25)

《普及啓発活動》【県土整備部】

○ 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津 波防災に関する出前講座等を実施している。

《河川改修等の治水対策》【県土整備部】

(河川整備)

- 近年に浸水被害を受けた箇所など、重要性と緊急性の高い約 5km の区間について、着実に整備を進めているが、整備率は低い状況となっている。
- 今後も引き続き、事業の進捗を図っていく必要がある。

[現状] 河川整備率(国管理) 47.6% (H25)

河川整備率(県管理) 48.4%(H25)

(洪水浸水想定区域の指定)

- 木防法に基づき、水位周知河川に指定された河川については、浸水想定区域の指定が義務付けられている。
- 洪水浸水想定区域の指定にあたっては、近年の洪水被害等を勘案し、緊急性の高い河川について優先的に 指定を進めており、19 市町村において洪水浸水想定区域を指定済み。
- 今後、指定を完了していない市町村に対し、早急に指定作業を行うよう働きかけを行う必要がある。 [現状] 洪水浸水想定区域を指定した市町村(累計) 19市町村(H26)

(洪水ハザードマップの作成)

- 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられている。
- 北上川沿川を中心に 22 市町村で洪水ハザードマップ(防災マップ等を含む)を策定済みであるが、浸水 想定区域が指定されている市町村のうち、2市町村で洪水ハザードマップが未策定である。
- 今後、未策定の市町村に対し、計画を策定するよう、助言等を行う必要がある。 「現状」 洪水ハザードマップを作成した市町村 22 市町村 (H26)

《砂防施設等の整備》【県土整備部】

○ 土砂災害のおそれがある箇所を対象に、順次、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害対策施設の 整備を進めている。 ○ 施設整備には多額の費用と時間が必要であるため、国の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから重点的に整備を進める必要がある。

《農山村地域における対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

○ 大雨等による土石流などの山地災害を防止するため、治山事業により治山施設を設置するとともに、機能の低下した森林の整備を進め、森林が持つ土砂流出防備などの公益的機能を維持・強化していく必要がある。 [現状] 山地災害防止機能が確保された集落数 932 集落(H25) 全国約55千集落(H25)

《警戒避難体制の整備》【総務部、県土整備部】

(土砂災害警戒区域の指定)

- 土砂災害警戒区域の指定状況は、平成26年度末時点で全国と比較すると30ポイント以上低い状況である。
- 区域指定に必要な基礎調査を進めるとともに、関係市町村と連携して区域指定を推進する必要がある。 「現状 】 土砂災害警戒区域指定割合(指定数/土砂災害警戒区域の総区域数の推計値)

23.7% (H26) 全国 61.2% (H26)

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等指定がされた場合は、市町村に土砂災害ハザードマップの 作成が義務付けられている。
- 県内全33市町村のうち、24市町村で未作成となっている。
- 今後、未作成の市町村に対して、早急に作成を行うよう助言等を行う必要がある。

[現状] 土砂災害ハザードマップを作成した市町村

9 市町村〔27.3%〕(H26) 全国 840 市町村[48.9%](H26)

《住民等への情報伝達の強化》【政策地域部、商工労働観光部、県土整備部】

(災害情報の円滑な伝達)

- 鉄道・旅客・空港の利用者、外国人旅行者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。
- 観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、総務省の観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業の活用や民間整備への働きかけ等、公衆無線LAN環境の整備を進める必要がある。

(水位周知河川の指定)

○ 県では水位周知河川の指定について、平成 16 年度から、流域内に人口及び試算が集中する河川、過去に 浸水被害が発生した河川、防災に関する地域のニーズが強い河川に該当する河川を優先的に進め、現在、21 河川 25 区間が指定となっている。

(土砂災害警報情報の周知)

- 大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、県と盛岡地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を市 町村単位で発表している。
- 土砂災害警戒情報は、市町村長が避難勧告等を発令する判断や、住民が自主避難をする際の参考となることを目的としている。
- 土砂災害警戒情報の発表と、実際の土砂災害の発生状況について、県と盛岡地方気象台が検証を行い、土砂災害を 100%捕捉できるよう随時、見直しを行っていく必要がある。

《空港の体制整備》【県土整備部】

(大規模災害時の空港運用体制の構築)

- 大規模災害が発生した場合、速やかに空港施設の点検を行うマニュアルは整備されている。
- 東日本大震災津波のような大規模災害では、空港再開、運用は 24 時間体制を求められ、空港事務所の現有人員では対応に限界があることから、空港事務所経験者の応援体制をあらかじめ構築しておく必要がある。
- 大規模災害時に、航空ネットワークを維持するためには、施設の点検・整備によるハード面の対応とともに、空港を運用するソフト面(航空会社、航空管制、航空機給油、空港ターミナルビル運営)の対応が必要であり、こうした業務に従事する職員の通勤のためのガソリンを優先的に確保するなど、空港運用を継続できる仕組みが必要である。

(広域防災拠点としての受入体制の整備)

○ 大規模災害時に空港が広域防災拠点として、災害医療活動や支援物資受入業務を迅速かつ適切に行えるよう、受入体制構築の対応マニュアルの作成が必要である。

《維持管理計画の策定》【県土整備部】

(河川・海岸・ダム)

○ 水門、樋門、陸閘の一部について、維持管理計画を策定済みであり、計画的で効率的な維持管理を推進するとともに、今後、他の施設についても計画策定を進めて行く必要がある。

(砂防)

○ 砂防設備について、維持管理計画を策定済みであり、計画的で効率的な維持管理を推進するとともに、今後、地すべり対策施設、急傾斜地崩壊防止施設についても計画策定を進めて行く必要がある。

(道路)

○ 橋梁、舗装について、維持管理計画を策定済みであり、計画的で効率的な維持管理を推進するとともに、 今後、他の道路施設についても計画策定を進めて行く必要がある。

(港湾)

○ 今後、港湾施設の計画的で効率的な維持管理を推進するため、計画策定を進めて行く必要がある。

(空港)

○ 空港の維持管理計画は策定済みであり、計画的で効率的な維持管理を推進する。

《県営発電施設の災害対応力強化》【企業局】

○ 電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の電力土木施設について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震対策を進める必要がある。

《工業用水施設の耐震化》【企業局】

- 県が所管する工業用水施設(管路)の耐震化率は、平成26年度末で53%となっている。
- 大災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新(耐震化)を今後も進める必要がある。

「現状」 県工業用水道施設(管路)耐震化率 53.0%(H26) 全国28.0%(H22)

《ため池の防災対策》【農林水産部】

○ 地震や大雨等を起因とした、ため池からの漏水や決壊などによる二次被害を防止するため、計画的にため 池の点検・診断を行い、必要な対策を講じる必要がある。 ○ 市町村によるため池の決壊による浸水予測図に基づくハザードマップの作成を支援し、防災訓練等へ活用するなど、ハード、ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。

[現状] ため池の点検・診断実施割合 0.0% (H25) 全国 40.0% (H25) ため池のハザードマップ策定率 8.0% (H25) 全国 30.0% (H24)

《ダムの防災対策》【県土整備部】

○ 大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、また、被災等による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行う方策として、管理用発電導入を、予定していた 6 ダム全てにおいて導入済みである。

[現状] 県管理ダムにおける管理用発電の導入率 100.0% (H26)

《旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動継続》【環境生活部】

- 本施設による処理が継続できなくなった場合、強酸性の坑廃水が赤川へ流入し北上川本川を汚染し、その 影響は、工業用水、農業用水等に及び、年間約500億円の被害が予測されている。
- 自然災害発生時でも稼働停止というリスクから避けるため、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。

《農地・山地災害の防止対策》 【農林水産部】

- 農業・農村の有する洪水防止や土砂崩壊防止機能など多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利 施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 大雨や地震等による山地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業により、治山施設を設置するとともに、機能の低下した森林の整備を進め、森林が持つ土砂流出防備などの公益的機能を維持・強化する必要がある。

[現状] 水田整備率(30a程度以上)

51.0% (H24) 全国 63.0% (H23)

山地災害防止機能が確保された集落数 932 集落 (H25) 全国 約 55 千集落 (H25)

《森林資源の適切な保全管理》【農林水産部】

- 土砂災害防止、洪水緩和等の機能を有する森林資源の適切な保全管理のため、森林整備事業や森林整備加速化・林業再生交付金事業等により、間伐による適切な森林整備を継続して推進する必要がある。
- 農林水産省の森林・林業再生基盤づくり交付金を活用し、初期消火体制の整備等、地域の防災体制を強化する取組を行っており、更に充実・強化を図ることが必要である。

[現状] 間伐面積 7,116ha (H25) 全国 488,000ha (H24)

《食料生産基盤の整備》【農林水産部】

- 大規模災害により、生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすため、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策など、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保や漁港施設等の機能保全のため、農林水産省の水産基 盤整備事業を活用し、漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策を進める必要がある。
- 農林水産省の強い水産業づくり交付金を活用し、漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、 被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等を進める必要がある。

「現状」 水田整備率(30a程度以上)

51.0% (H24) 全国 63.0% (H23)

農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 0.0% (H25) 全国 20.0% (H25) ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査(レベル 2 診断)の実施割合

0.0% (H25) 全国 40.0% (H24)

漁港施設の機能保全計画策定割合

0.0% (H25) 全国 56.0% (H25)

陸揚岸壁や防波堤が耐震・耐津波強化された流通・生産拠点漁港の割合

0.0% (H25) 全国 40.0% (H25)

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部】

- 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を 行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害が発生した場合に、県と関係団体(県産業廃棄物協会及び県環境整備事業協同組合)が締結した協定 に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行な うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し、災害廃棄物対策指針に基づく早期の計画策定について助言等を行う必要がある。

[現状] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26)

《地籍調査の実施》【農林水産部】

○ 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、土地境界を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査等の推進を図る必要がある。

[現状] 地籍調査進捗率 84.0%(H25) 全国 51.0%(H25)